

審査手数料

(1) 一戸建て住宅、併用住宅（住宅部分の床面積が建物の1/2以上の場合に限る）

税別（単位：円）

		広島本社	東京支店	性能評価書等活用*1
省エネルギー性	断熱等級4	25,000※	30,000	5,000
	一次省エネ等級5	27,000※	30,000	
耐久性・可変性	劣化等級3かつ維持管理等級2以上	23,000	30,000	5,000
耐震性	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級2以上	30,000	40,000	5,000
	免震建築物	別途見積	別途見積	5,000
バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級3以上	23,000	30,000	5,000

※ 一般社団法人住宅性能評価・表示協会提供の計算ソフト（住宅の外皮平均熱貫流率及び外皮平均日射熱取得量（冷房期・暖房期）計算書）以外の場合は、3,000円加算します。

*1； 性能評価書等活用：基準の審査に必要な事項が明示された図書に代えて、基準の適合が証明できる以下のいずれかの評価書等を活用する場合

- ① 設計住宅性能評価書
- ② 建設住宅性能評価書
- ③ 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合書・認定通知書
- ④ 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合書・認定通知書
- ⑤ 贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明書

(2) 共同住宅、重ね建て及び連続建ては、別途見積りとさせていただきます。

(3) 適合基準が耐震性で、免震建築物又は限界耐力計算等の特別な計算方法による場合は、別途見積りとさせていただきます。

(4) 申請中の計画変更による再申請及び証明書交付後の計画の変更は、別途見積りとさせていただきます。

参考 証明基準（日本住宅性能表示基準に従って表示すべき住宅の性能に関する評価の方法の基準（平成13年国土交通省告示第1347号）

省エネルギー性：5-1.断熱等性能等級4、又は5-2一次エネルギー消費量等級4以上

耐久性・可変性：3-1.劣化対策等級（構造躯体等）3かつ4-1.維持管理対策等級（専用配管）2以上で、共同住宅については、効身対策（住戸専用部）の躯体天井高さが2.5m以上で、間取り変更の障害となる壁並びに柱が無いこと。

耐震性：1-1.耐震等級（構造躯体の倒壊防止等）2以上又は1-3その他（地震に対する構造躯体の倒壊防止及び損傷防止が免震構造であるもの。

バリアフリー性：9-1.高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上